

阿南市の財務書類

(平成29年度決算分)

令和元年5月



新地方公会計制度における平成 28 年度阿南市の決算に基づく 財務書類（4 表）の公表について

□新地方公会計制度の概要

平成 18 年 6 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（いわゆる行政改革推進法）平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）」を契機に、地方公共団体の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置付けられ、人口 3 万人以上の団体は、平成 21 年度を目途に財務書類を作成し公表するよう求められた。

また、平成 27 年 1 月に総務省から各地方公共団体に対して、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準による地方公会計の整備促進について要請がなされ、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することが求められた。

□地方公会計整備の目的・意義

従来の「単式会計・現金主義」による財務会計処理を継続しながら、「複式簿記・発生主義」による企業的会計手法を取り入れることで、資産及び債務の実態を把握し資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政の効率化・適正化を図ることができる。

また、財務情報をわかりやすく開示することで、市民に対する説明責任の履行に資するものである。

□財務書類 4 表とは

- ・貸借対照表 市の財産とその財産をどのような財源で賅ってきたかを示すもの。
- ・行政コスト計算書 福祉サービスやごみの収集など資産形成につながらない行政サービスに伴うコストと、使用料・手数料等の収入を示すもの。
- ・純資産変動計算書 純資産（貸借対照表）がどのように増減したかを明らかにするもの。
- ・資金収支計算書 現金の流れを示すもので、その収支を性質別に区分して表示。

□作成基準日 平成 30 年 3 月 31 日（平成 29 年度末）

※ただし、出納整理期間（4 月 1 日～5 月 31 日）における出納については、基準日までに終了したものととして処理。

□作成の手法

「統一的な基準」により作成

平成 27 年度決算までは「新地方公会計制度研究会報告書 (H19. 10)」で示された「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」の 2 つの基本モデルのうち、地方財政状況調査表（決算統計数値）を活用できることなどから、「総務省方式改訂モデル」により作成していた。

平成 28 年度決算からは、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」に基づき、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が前提であり、ストック情報・フロー情報の一覧的把握が可能となり、団体間での比較が容易となるとされる「統一的な基準」により作成している。

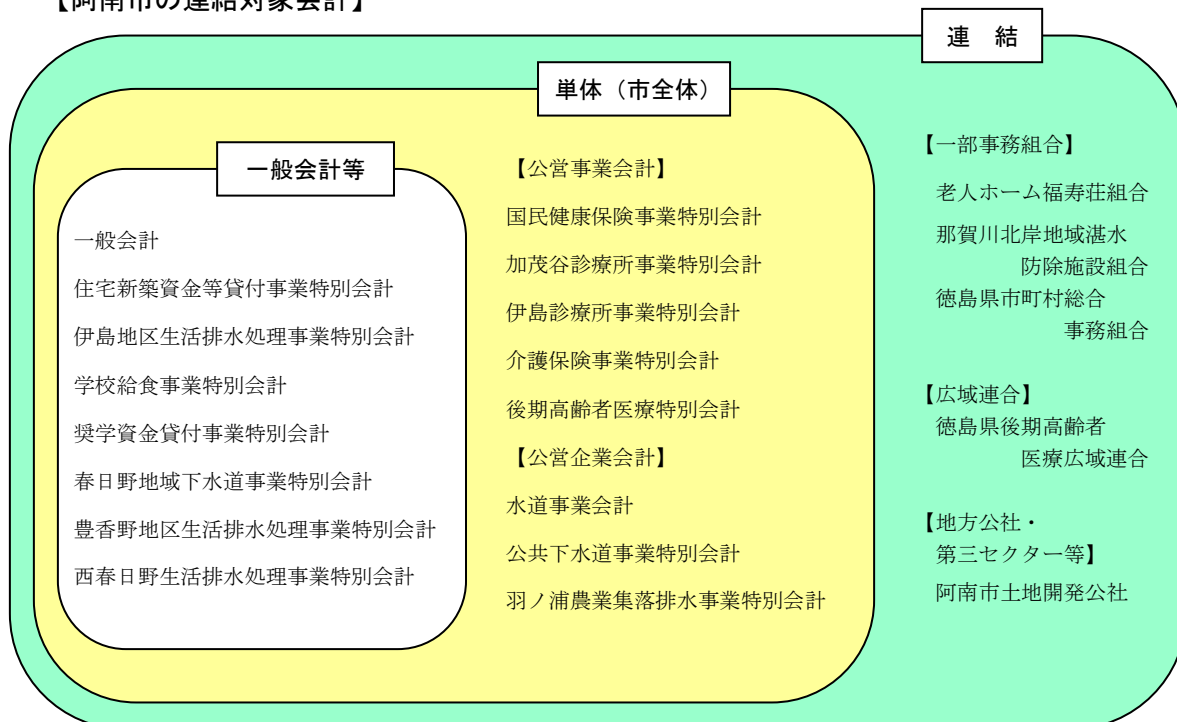
□基礎数値

「総務省方式改訂モデル」では、昭和 44 年度以降の普通会計決算額の累計値を基礎とし、地方財政状況調査表（決算統計）、健全化判断比率等に関する算定様式及び阿南市決算書等を参照して作成した。

「統一的な基準」では、まず平成 28 年 4 月 1 日を期首として市が保有するすべての資産及び負債につき、新たに整備した固定資産台帳や既存の公債台帳等を基に棚卸的に残高を算定した開始貸借対照表を作成したうえで、当該決算年度に係る歳入歳出データを期末一括で複式仕訳を行い作成した。

□連結について

【阿南市の連結対象会計】



○地方公共団体の会計

以下の会計を連結対象とする。

- ・一般会計等 … 特別会計のうち公営事業会計及び公営企業会計を除いた会計の合算。地方財政状況調査は普通会計ベースで報告。
- ・公営事業会計 … 特別会計のうち公営企業会計を除いた会計。国民健康保険事業特別会計のように法律等で設置を義務付けられているものが多い。
- ・公営企業会計 … 水道事業等、特定の事業を行う場合において設置される会計。原則、独立採算制となっている。

※公共下水道事業特別会計については、地方公営企業法適用の集中取組期間の特例により、法適用年度まで連結しない。

○一部事務組合、広域連合

- ・複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うため設置する組織。
- ・加入団体の経費負担割合によって一部事務組合等の財務書類を按分した金額を連結する。各組合等の阿南市の負担割合は下のとおりとした。

老人ホーム福寿荘組合	74.51%
那賀川北岸地域湛水防除施設組合	75.00%
徳島県市町村総合事務組合	13.42%
徳島県後期高齢者医療広域連合	9.18%

○地方公社・第三セクター等

- ・阿南市が設立した地方公社を連結対象とする。
- ・第三セクター等については、自治体の出資比率が50%以上の法人においてはすべて、25%以上50%未満の法人においては法人経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合は連結対象とするため、第三セクターの連結対象団体はなし。

【連結における相殺消去】

連結の対象となる会計及び法人の間で行われた資金の出資、補助金の支出、繰出などは、連結財務書類においては内部取引となるので相殺消去を行っている。

□公表の方法

- ・市ホームページで公表

【財務書類4表の相関関係】

